議案第３１１号

金沢市景観計画の変更（意見聴取）

１．太陽光発電設備等設置に係る景観計画の変更

（１） 届出の対象　　（赤字が変更箇所）

【届出等の対象となる工作物】

・門、塀その他これらに類するもの
・煙突
・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く）
・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
・擁壁
・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
・築造面積が 300 ㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
・橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの
・太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの（建築設備であるものを含む））

【届出等の対象外となる行為】

行　　為	根拠条項※
工作物（建築物以外に設置する太陽光発電設備等に限る）の新設、増築、改築又は移転で、行為に係るパネル面積の合計が 10 ㎡以下のもの	

【届出等対象行為】

行為の種類	届出等対象規模		
	景観計画区域		
	（その他の区域）※	重要広域幹線 景観形成区域	景観形成区域 伝統環境保存区域 伝統環境調和区域 近代的都市景観創出区域
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【工作物の建設等】	高さが 10mを超えるもの 屋根面に設置されるもので高さが 1.5mを超えるもの ただし、太陽光発電設備等にあっては、高さ 10mを超える建築物に設置するもの又はパネル面積の合計が 50 ㎡を超えるもの		すべて

景観形成区域図

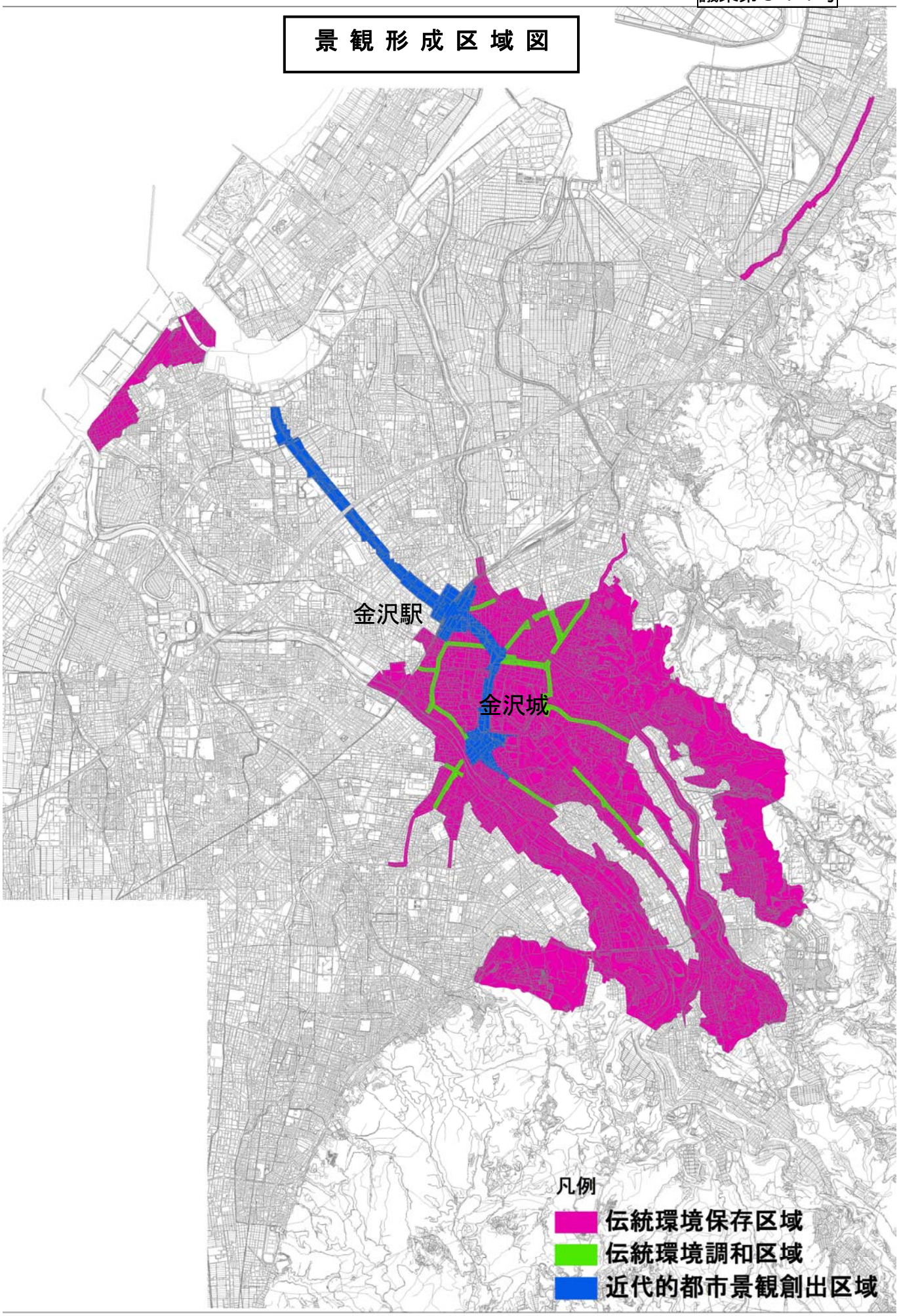

・ 景観形成区域【伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域】
（建築物に設置されるものすべて対象とし、
地上に設置される小規模なものを除くイメージ）

①建築物に設置する場合

☆すべて

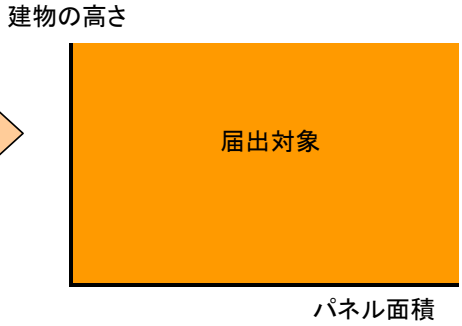

②地上に設置する場合

☆すべて
（パネル面積の合計が10㎡以下を除く）

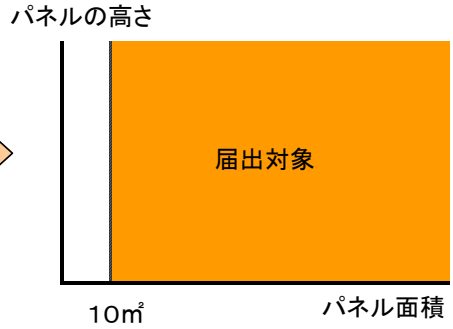

・景観形成区域以外の区域
（戸建住宅に設置されるものを除くイメージ）

①建築物に設置する場合

☆高さ10mを超える建築物に設置するもの

又は

☆パネル面積の合計が50㎡を超えるのもの

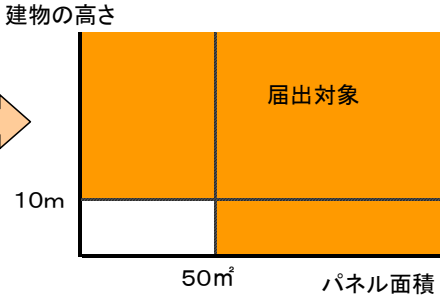

②地上に設置する場合

☆パネル面積の合計が50㎡を超えるのもの

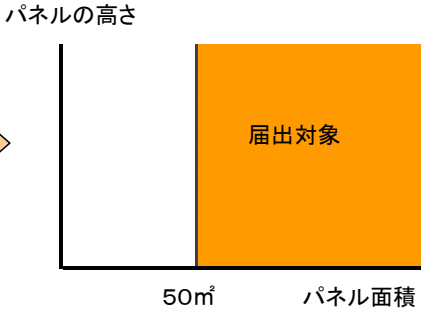

参考：戸建住宅への設置面積 ＜ 3.5kw（一般値） ÷ 140w/㎡ × 2（倍率） ＝ 50㎡

（２） 景観形成基準の追加

【建築物の形態・意匠】

●屋根材として勾配屋根に使用する場合

・一体的に見える形態とすることを原則(基本)とする。

※寄棟の棟や谷などの稜線に合わせた活用

● 外壁材として使用する場合

・その他の外壁素材と調和するものとする。

【建築物の色彩】

パネルの色彩

●屋根材として使用する場合

・黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものを原則（基本）とする。

● 外壁材として使用する場合

・ その他の外壁の色彩と調和するものとする。

※ パネルは反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。

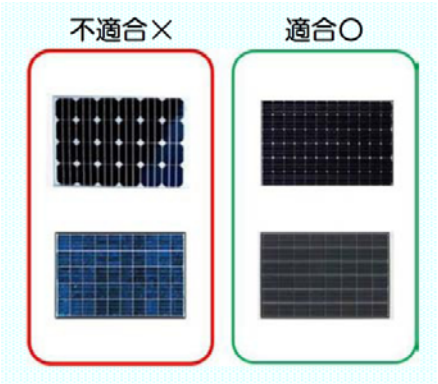

【工作物の高さ】

● 建築物に設置する場合

・ 建築物（建築設備を除く）の最上部以下とする。

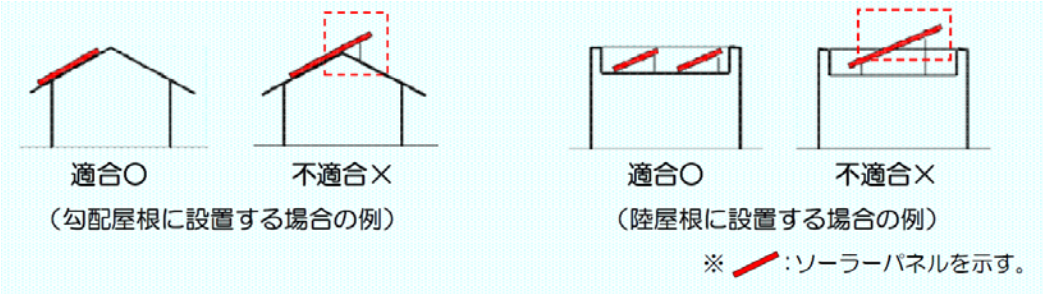

● 建築物の陸屋根に設置する場合
・接地面周辺のパラペットの高さ以下とする。
やむを得ず超える場合はルーバー等の目隠し
により建築物との一体性の確保に配慮する。

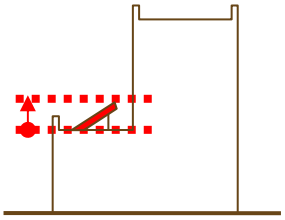

【工作物の配置】
● 地面に設置する場合で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合
・ 植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、
望見できないよう工夫する。

【工作物の形態意匠】
● 建築物の勾配屋根に設置する場合
・屋根と一体的に見える形態とすることを原則（基本）とする。

２．緑被率誘導表（基準）の変更

緑被率誘導表＝景観形成区域において斜面緑地保全区域と重なる区域について確保すべき緑被率をあらわしたもの

緑被率誘導表（変更案）　　赤字が変更（追加）箇所

種　　別		緑被率	備　　考
A	風致地区 （第１種該当地）	50%以上	建ぺい率：20%以下
B	風致地区 （第２種～５種該当地）	30%以上	建ぺい率：40%以下
C	Ａ・Ｂ以外の区域	20%以上 商業系用途地域は10%以上	

※緑被率＝敷地内における緑地面積の割合（緑地面積／敷地面積×100%）

※「金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」第３条に規定する建築物の適用を受けたことにより、緑被率の確保が困難となった場合に限り、上表の規定は適用せず、歴史的風致の維持向上に配慮して可能な限り敷地内の緑化に努めるものとする。

理由：　平成２３年４月１日決定告示された「卯辰山麓地区伝統的建造物群保存地区」内において金沢市斜面緑地保全条例で定める区域（斜面緑地保全区域）と重なる区域がある。

伝建地区が目指す歴史的なまちなみの連続性を確保するためには、壁面線を揃えることが不可欠であり、緑被率３０％確保することが困難となる。そのため、伝建地区内において壁面線を揃える建築物に限り緑被率を緩和するものである。

議案第３１１号

緑被率変更対象区域図

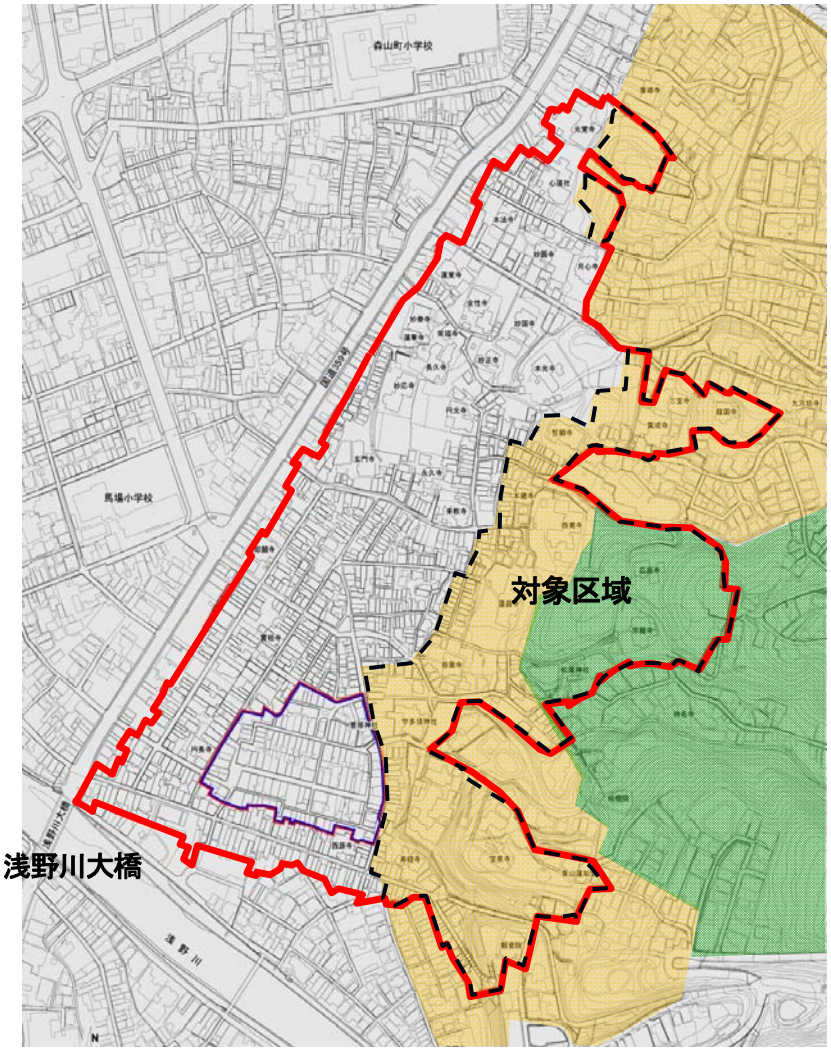

：卯辰山麓伝統的建造物群保存地区

：斜面緑地保全区域／種別Ｂ（風致地区第４種）

：斜面緑地保全区域／種別Ｂ（風致地区第５種）
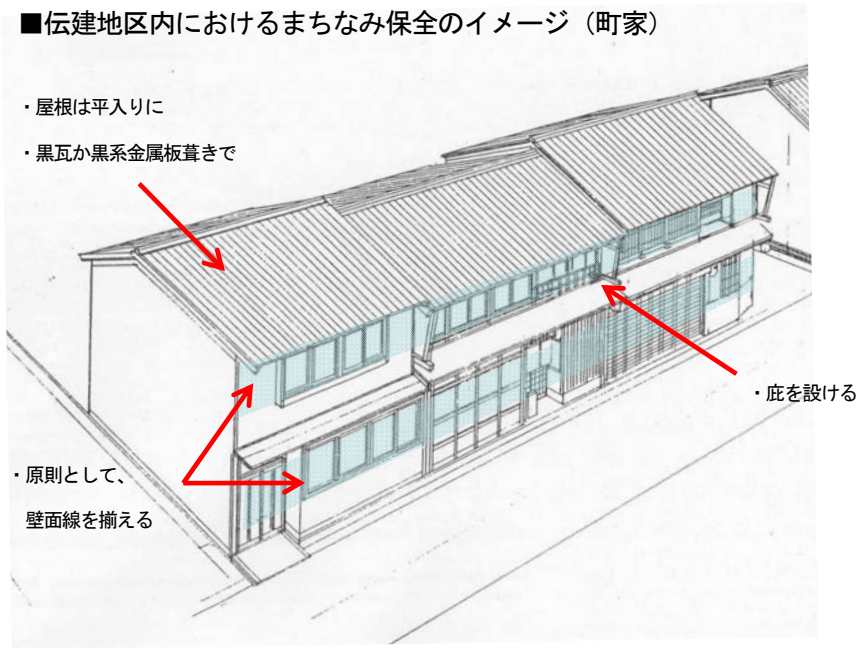
■伝建地区内におけるまちなみ保全のイメージ（町家）